

投稿 世界の平和、国民の安全への道は日本国憲法の道

藪田剛由（若林）

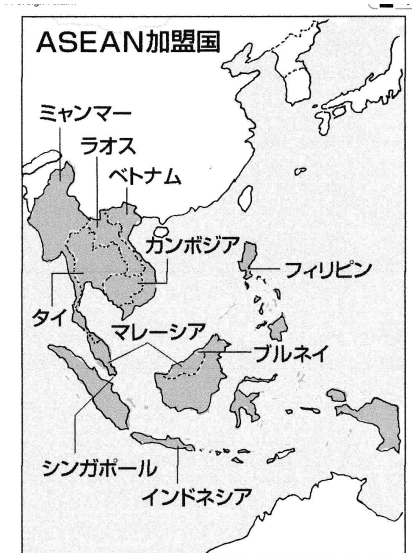
私は、一昨年に始まったロシアのウクライナへの侵攻、昨年イスラエルのガザへの侵攻など、人間は「自らの歴史に何も学ぼうとしないのか」と深く絶望の淵に突き落とされました。第2次世界大戦の未曾有の戦禍に「もう二度と戦争はしない」と誓い合った国際連合の合意（脚注1、次ページ）はどこに行ったのかと落胆しました。この人類的経験で、これまでの「戦争は人間社会で避けられない宿命で、それに勝利者となることは立派な事だ」というバカげた妄想は一掃されたものだと理解していました。

この時期は例年、侵略戦争の敗戦から戦後の復興の歴史が様々な角度からマスコミでも取り上げられますが、今一番大切なのは、日本国民が大きな犠牲を払って勝ち取った日本国憲法のことだと思います。具体的には、憲法の前文で述べている「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ」という立場にしっかりと立ち返ることではないかと思えます。

この度の、ウクライナへのロシアの侵攻もイスラエルへのパレスチナ自治区への侵攻も、軍事侵略当事者は、これまでと同様な、でたらめな口実を並べていますが、問題は当事国の多数の国民が判断の基準を見失い、その為政者を未だに支持させられていることです。戦前の日本国民が盲目的に天皇と政府・軍部を支持したように。

こうした現状に新たな展望を与えるものが、ASEAN（右図）などの動きです。粘り強く「対話」の努力を重ねてその地域を平和の共同体に変え、その流れを域外に広げ、東アジア全体を戦争のない平和な地域にするために運動を発展させようとしていることです。（「赤旗」2024年元旦号の志位委員長のインタビュー「東南アジア3ヶ国 発見と感動の9日間」に詳しく載っている）。ASEANの方々は、自分たちには『対話の習慣がある』などと遠慮がちに言っていますが、そこには広い心と粘り強い努力があることは明らかであり、その精神がなんと「日本国憲法の前文」と軌を一にしていることだと感じるのは私だけではないと思えます。

第2次世界大戦後、植民地体制を打ち破り新たな主権国家となった国々が、こうして今や世界史の本流として、世界の平和と社会進歩を促進する生きた力として、その力を発揮していることに注目したいと思います。



国連総会での圧倒的多数での度重なるアメリカのキューバ経済封鎖解除の決議（脚注2）、唯一の被爆国の日本が参加できていないのが信じられないぐらい残念ですが、核兵器禁止条約の成立（脚注3）、7度にわたる「ウクライナへのロシアの侵攻糾弾」の決議（脚注4）、ガザへのイスラエルの侵略戦争の中止要求（脚注5）などは、これまでの大国中心の国際社会では考えられない事態でした。

これらの動きの根本にあるのは「各国の主権の独立と主権侵害を許さず、国連憲章に基づく平和の国際秩序をまもれ」という主張であり、そのために軍事ブロック強化や軍事対軍事の悪循環を排し、地域のすべての国々を含む平和の枠組み、国際秩序を構築しようという運動があることです。こうした考えは ASEAN 諸国を超えて広がり、一昨年末のアジア政党国際会議総会の宣言（「イスタンブール宣言」、2022年11月）でも「ブロック政治の回避」として合意されました。

残念ながら未だこれらの横暴な侵略戦争を止めることはできていませんが、侵略者が次第に孤立を深めていることは紛れもない事実です。それはパレスチナ自治区に対するイスラエルの侵攻に対する国際世論の動向を見ても明らかです。（脚注5参照）

しかし、私たちが願うようには事態はうまくすすんでいませんが、侵略者が狙ったようにもなっていません。キューバや ASEAN などのグローバル・サウスといわれる国々の発想や具体的な提案などを分かりやすく知りたいですね。欧米諸国、侵略国の国民の動向なども踏まえて、この21世紀の歴史の逆流を、一刻も早くその本来あるべき大道に立ち戻らせるように、憲法9条を守る運動や国民生活を守る戦いを始め国民が手を取り合って頑張っていくことが大切だと思いました。

脚注1) 第2次世界大戦での民主勢力の勝利を受けて成立した国際連合の目的や組織を定めた条約。1945年発効。国際間の平和と安定のため紛争の平和解決、武力による威嚇、行使を禁じた。ただ、安保理常任理事国の拒否権の行使や集団的自衛権（軍事同盟）を認めるなどの問題も含んでいる。現在加盟国は193カ国、国連内部で非同盟国が増える中で総会決議を通じて憲章の進歩的、民主的な原則が充実されてきている。

脚注2) キューバ経済封鎖解除の決議は1992年（賛成：59、反対3、棄権：71）から2023年（賛成：187、反対：2、棄権：1）まで31回採択された。2020年のみコロナ禍のため提案なし。日本は、1997年以降は賛成している

脚注3) 核兵器禁止条約は2017年7月採択（賛成122カ国、国連加盟国の6割超）、2020年10月24日に批准国が50カ国を超え、90日後の2021年1月22日発効。現在の署名国数は93カ国・地域、批准国は69カ国（2023年9月現在）

脚注4) ウクライナへのロシア侵攻に関する国連総会決議は ①2022.3.2「侵略決議」（賛成：141、反対：5、棄権：35）②2022.3.24「侵略がもたらす人道上の懸念」（賛成：140、反対：5、棄権38）③2022.4.7「ロシアの国連人権委員会除名決議」（賛成：93、反対：24、棄権：58）④2022.10.12「ロシアのウクライナ4州併合への反対決議」（賛成：143、反対5、棄権：35）⑤2022.11.14「ロシアのウクライナへの賠償支払決議」（賛成：94、反対：14、棄権：73）⑥2023.2.23総会決議（賛成：141、反対：7、棄権：32）⑦2023.3.2「ロシア即時撤退」（賛成：141、反対：5、棄権：35）

脚注5) ①ガザの人道状況を改善するための「即時停戦」を求める決議（2023年10月）（賛成：121カ国、反対：1、棄権：日英など44カ国）②ガザ地区におけるハマスとイスラエルの戦闘の「人道的な即時停戦」を求める決議（2023年12月）（賛成：日本を含む153カ国、反対：10カ国、棄権：21カ国）